#### 千葉市建設局十木部行政財産使用許可取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市公有財産規則(昭和40年千葉市規則第11号。以下「規則」 という。)第42条の規定に基づき、土木部が所管する行政財産の目的外使用に関し、 規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、行政財産とは、規則に基づき土木部が管理している行政財産で、 道路法(昭和27年法律第180号)及び千葉市法定外道路条例(平成17年千葉市条例 第19号)で規定する道路を除くものをいう。

(申請)

- 第3条 規則第21条第1項及び第2項に規定のある行政財産使用許可申請書は様式 第1号(以下「許可申請書」という。)によるものとする。
- 2 許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1)(個人の場合)住民票又は運転免許証の写し (法人の場合)登記事項証明書
- (2) 関係図面(当該行政財産の位置図、施工図等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(許可)

第4条 規則第21条の2に規定のある行政財産使用許可書は様式第2号(以下「許可書」 という。)によるものとする。

(許可の変更)

- 第5条 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、工期を除いた許可の内容を変更しようとするときは、行政財産使用変更許可申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。
- 2 許可した内容を変更することを決定したときは、市長は、前項の規定による申請を 行った者に対して、行政財産使用変更許可書(様式第4号。以下「変更許可書」という。) を交付するものとする。

(工期の延期)

第6条 使用者(前条第2項の変更許可書の交付を受けた者も含む。以下これに同じ。)は、 許可に係る工事の期間を延期しようとするときは、行政財産使用許可工期延期申請書 (様式第5号)により市長に申請し、許可を受けなければならない。 (取下げ)

第7条 第3条及び第5条の申請をした者(以下「申請者」という。)は、市長の許可を 受けるまでの間は、申請を取り下げることができる。この場合において、申請者は、行政 財産使用許可申請取下届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用の終了)

第8条 使用者は、使用の期間が満了し若しくは許可を取り消された場合又は使用を中止 しようとするときは、速やかに、行政財産使用廃止届(様式第7号)を市長に提出すると ともに、市長が特に認めるときを除き、自己の負担により、使用した行政財産を現状に 回復して返還しなければならない。

(完了の届出及び検査)

- 第9条 使用者は、許可に係る工事又は物件の設置(以下「工事等」という。)を完了したときは、完了した日から14日以内に、市長に行政財産使用工事完了届出書(様式第8号)を提出し、市長の検査を受けなければならない。
- 2 市長は、使用者から前項の規定による提出があったときは、工事等が第4条及び第5条 第2項の許可の内容に適合しているかどうかの検査を行い、その結果を行政財産使用工事 完了検査書(様式第9号)により、使用者に通知するものとする。

(工事の補修期間)

- 第10条 使用者は、前条の検査終了後2年間、工事の瑕疵に起因して路面の沈下、破損等 行政財産に損傷が生じたときは、使用者の負担において直ちに補修しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の期間において、使用者が施行した工事の箇所について、 別途、市長が工事に着手したとき、又は他の者が工事に着手したときは、当該箇所に限り 前項の期間は、満了したものとみなす。

(使用料の減免)

- 第11条 規則第22条の4に規定する行政財産使用料減免申請書は様式第10号による ものとする。
- 2 同条の4第2項に規定のある申請者への通知は行政財産使用料減免決定通知書(様式 第11号)により行うものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

	行政財産使用許可申請書										
(あて	先) 千葉市	長							年	月	日
			申請人	住	所	₹					
				称・代表者の	の船は名の線・氏的						
					先電話			(	)		
				連絡先	電子メー	・ルア	ドレス		@		
<u>次</u> の	)とおり、行[	政財産の個	<b></b> 声用を許可さ	られた。	く、関	係書	類を添えて	て申請いた	します。	)	
財	区	分	土地	•	建 #	7	・その他(				)
産	名	称									
のま	所 在:	地 番									
表示	地目・	構造									
	面積(数	<u> </u>									
使	用の	目 的									
使	用期	期 間	4	年	月	日	から	年	月	日ま	で
工	事	期 間	4	丰	月	日	から	年	月	日ま	で
使	用	料	市指定の	のとお	り						
添 ( <b>∠</b>	付 書 <b>]</b> を入れてく;		(法)	人申請 (位置	の場合		主民票又は 登記事項証		<del></del> Eの写し	等	)
(摘	要)										

#### 行政財産使用許可書

イボナルへ

		十栗巾指令	第 方
使 用 者	住 所		
	氏 名 法人名		樣_
年 月 日付けで申請の (昭和22年法律第67号)第238条	あった行政財 の4の規定に	†産の使用について こ基づき、次のとま	は、地方自治法 らり許可します。
年 月 日			
		千葉市長 〇 (	0 0
1 使 用 財 産			
(1) 区 分 口 土 地	□ 建 物	□ その他	( )
(2) 名 称			
(3) 所 在			
(4) 数 量			
(5) 使用部分 □ 申請書のとおり	□ 別	添図面のとおり	
2 使 用 目 的			
3 使 用 期 間 年 月	日から	年	日まで
4 工 事 期 間 年 月	日 から	年月	日 まで
5 使 用 料			
(1) 使用料の額 金	円	□月 額 □年 額	円
(2) 上記の使用料は、別途発行する納入	通知書により、	納期限内に千葉市	指定(指定代理・

- 収納代理)金融機関に納入してください。
- (3) 上記の使用料を納期限までに納入しないときは、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴 収に関する条例(昭和39年千葉市条例第34号)第2条の規定により延滞金を徴 収します。
- (4) すでに納付した使用料は還付しません。
- (5) 使用期間中に経済情勢の変動、関係法令の改廃、その他の事情変更が生じたとき は、使用料を改定する場合があります。
- 使用者は、使用財産を常に善良な管理者の注意をもって維持し、使用しなければな りません。
- 使用者は、使用財産の許可を受けた目的以外に使用してはなりません。
- 使用者は、使用財産を第三者に転貸し、又は担保に供してはなりません。使用者は、許可期間中に使用目的を終了しようとするときは、事前に書面をもって市長 に届け出なければなりません。
- 10 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがあります。 これに伴い、使用財産内に設置した物件(以下、「設置物件」という。)の移転、 撤去等を求めた場合はこれに従わなければなりません。
  - この場合に使用者に損失が生じても、市は一切補償をしません。

- (1) 本市において使用財産を公用又は公共用に使用するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
- 11 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担により市長が指定する期日までに、使用財産を原状に回復して返還しなければなりません。 ただし、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は使用者の負担でこれをすることができます。この場合に使用者はなんら異議を申し立てることができません。
- 12 使用者は、使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及びその他使用に関し支出した一切の費用を、本市に対して請求することはできません。
- 13 市長は、使用財産について随時に実地調査し、資料の提出又は所要の報告を求め、維持、使用に関し指示することができます。
- 14 使用者は、使用財産の使用を更新しようとするときは、使用期間満了の日の30日前までに使用許可申請書を提出しなければなりません。
- 15 工事着手前に工事概要を付近住民及び町内会長、自治会長に十分PRし、理解と協力を 得なければなりません。また、通行止めを伴う工事を施工する場合、工事着手前に工事概 要を学区内の小学校に十分PRしなければなりません。
- 16 使用許可書は、現場責任者又はその代理人が常に携帯し、本市が提示を求めたときはそれに応じなければなりません。
- 17 掘削は次により施工しなければなりません。
  - (1) 試掘等により掘削箇所を十分に調査し、工事を施工すること。
  - (2) 掘削面積は当日中に埋め戻しの可能な範囲とし、舗装道の場合は即日復旧とすること。
  - (3) 他の埋設物に十分注意の上、工事を施工すること。
  - (4) 人家に接近して掘削する場合は、人の出入を妨げない措置を講じ、騒音等により付近住民の生活に支障を及ぼさないこと。
  - (5) 下水の流通及び排水を妨げないよう注意すること。
  - (6) 事故防止に万全を期し、事故が発生した場合は直ちに適切な措置を講じること。
  - (7) 掘削箇所は、仮復旧完了後速やかに原形に復すること。
- 18 視覚障害者誘導ブロックの機能を阻害するおそれのある物件を設置する場合、又は工事により視覚障害者誘導ブロックの機能を阻害するおそれのある場合は、視覚障害者誘導用ブロックの移設その他の措置を講じなければなりません。
- 19 使用に起因して、本市若しくは第三者に損害を与え、また第三者から苦情があった場合には、使用者において損害賠償又は苦情処理の措置を講じなければなりません。
- 20 設置物件を常時良好な状態に保つように管理するとともに、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないようにしなければなりません。

また、使用許可を受けないで設置物件を変更したり、新たに物件等を添加させてはなりません。

- 21 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路 の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある設置物件については、使用許可後、5年が経 過する時期を基本として、本市による設置物件の安全確認のため、設置物件の現状につい て、本市あて書面等により報告しなければなりません。
- 22 設置物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その設置物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を市に報告しなければなりません。
- 23 本許可の条項に関し疑義のあるときは、すべて市長の決定によるものとします。

## 様式第2号

# 審査請求等について

- 1 この許可についての審査請求は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。2 この許可の取消しを求める訴訟は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(担 当: 部 課)

# 行政財産使用変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請人 住 所 〒

氏 名
(以側 0%は、名
\*・(樣0機・斑)
担当者
連絡先電話番号 ( )

年 月 日付千葉市指令 第 号により使用許可を受けた下記の財産について、次のとおり、変更を許可されたく、申請いたします。

連絡先電子メールアドレス

の財	産に	こつし	いて、	次の	と:	おり、	変	ご更を	:許可	丁され	ιたく	、申	請	ハた	しる	ます。		
		区		分		Ξ	Ł.	地	•	建	物	•	そ	の他	. (		)	
財		名		称														
産の		所	在 地	上番														
表		地目	目・相	<b></b>														
示		面積	(数	量)														
200	変	更	内	容														
N. S.	変	更	理	由														
ì	添	付	書	類		0		図面 その(		置図	等)							
(	摘	要	)															

### 行政財産使用変更許可書

		千葉市指令	第	号
使 用 者	住 所			
	氏 名 団体名			様
	•			•

日付千葉市指令 第 号で許可した行政財産の使用 日付けでの申請に基づき、次のとおり許可の内容を変 について、 月 更します。

年 月 日

千葉市長 〇 〇 〇

□.

- 1 使用許可を変更する行政財産
- (1) 所在(地番) 千葉市〇〇区〇〇町〇〇一〇〇
- (2) 名称 00000
- 2 変更内容

使用面積を m²から m²へ変更する。 ○○年度以後の使用料について、年額○○○○円から年額○○○○円とする。

- 3 変更理由
- 4 変更に伴う処理

別途発行する納入通知書により、納期限内に千葉市指定(指定代理・収納代理)金融 機関に納入してください。

- 5 審査請求等について
- (1) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- (2) この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(担 当: 部 課	(担	当:	部	課
-----------	----	----	---	---

# 行政財産使用許可工期延期申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請人 住所 〒

年 月 日付け (千葉市指令 第 号) で許可を受けました 行政財産使用許可に係る工事は、下記の理由により許可期間内に完了できないので工事 期間の延期を申請します。

記

使	用	の	場	所	自至						地先 地先
延	期	:	理	由							
工 (	事変	の 更	期前	間)		年年	月 月	日日	から まで	日間	
工. (	事変	の 更	期後	間)		年 年	月 月	日日	から まで	日間	

受	付 年	F 月	日	/T			П	hts:		
受	付	番	号	7	-	月	Ħ	第	方	

	許	可	書			
			千葉市指令	年	第 月	<del>号</del> 日
上記申請については、下記	記の通り許	可する。				
工事の期間 (変更後)	年 年	月 月	日 から 日 まで		日間	
			千葉市長		印	]

## 行政財産使用許可申請取下届出書

			年	月	日
(あて先)千葉市長	居出考	住所「下			
	) 田田1				
		氏名			
		(法人(団体) の場合は、名 称・代表者の役職・氏名)			
		<u>M'\\\                                  </u>			
		連絡先電話番号	(	)	
		連絡先電子メールアドレス		@	

年 月 日付けでした行政財産の使用許可申請を下記のとおり 取り下げたいので、行政財産使用許可取扱要領第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 受付年月日・番号 年 月 日 第 号
- 2 申 請 箇 所 区
- 3 取下げの理由
- 注 届出者が法人である場合は、「住所」の欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を、「担当者」の欄に所属及び氏名を、それぞれ記載すること。

あて先) 千葉市長       中請人 住 所 〒       氏 名	ち <sub>て</sub>	· 生 〉 =	f <del>在</del> ;						<b>혼止届</b>		月	E
版画 時	<i>y</i> ) (	元)	栄		申請人	住	所	〒				
車絡先電子メールアドレス       ⑥         年月       日付千葉市指令 第 号により使用許可を受けた 年 月 日をもって使用目的が終了しますので、届出いたします。         財 区 分 土 地 ・ 建 物 ・ その他 ( )         産 名 称         の 所在・地番         表 地目・構造 面積 (数量)         使用目的終了の理由         使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで         廃止に係る工事期間 年 月 日から 年 月 日まで         添 付 書 類 行政財産使用許可書 (写)						(法人团) <u>和·代表者</u> <u>担</u> 当	10船は名 0磯·昭 <b>1者</b>	<b>託来</b>	(		)	
下記の財産について、届出いたします。       年月日をもって使用目的が終了しますので、         財産名称       大の他()         の所在・地番表 地目・構造 面積(数量)         使用目的終了の理由         使用手可期間       年月日から年月日まで         廃止に係る工事期間 年月日から年月日まで         添付書類 行政財産使用許可書(写)									(	@	)	
産     名     称       の     所在・地番       表     地目・構造       面積(数量)       使用目的終了の理由       使用許可期間     年月日から年月日まで       廃止に係る工事期間     年月日から年月日まで       添付書類     行政財産使用許可書(写)	下記届出	記の財) 出いた	産に、	ついて	日.	付千葉 年	市指令 月	第 日をもっ	号により位 て使用目的な	吏用許 <sup>で</sup> が終了	可を受けた しますの	<u>-</u> で、
所在・地番       表     地目・構造       面積(数量)       使用目的終了の理由       使用許可期間     年月目から年月目まで       廃止に係る工事期間年月日から年月日まで       添付書類行政財産使用許可書(写)	財	区		分	土	地	· 建	物 •	その他(		)	
表 地目・構造 面積 (数量)  使用目的終了の理由  使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 廃止に係る工事期間 年 月 日から 年 月 日まで	産	名		称								
市場	.	所有	E•‡	也番								
(使用目的終了の理由)         使用許可期間       年月日から年月日まで         廃止に係る工事期間       年月日から年月日まで         添付書類       行政財産使用許可書(写)		地目	目・槓	<b></b>								
使用許可期間     年月日から     年月日まで       廃止に係る工事期間     年月日から     年月日まで       添付書類     行政財産使用許可書(写)	小	面積	(数	量)								
廃止に係る工事期間     年月日から     年月日まで       添付書類     行政財産使用許可書(写)	使用	月目的約	冬了0	つ理由								
添付書類 行政財産使用許可書(写)	使	1月許	可其	間		年	月	目から	年	月	目まで	
I	<del>,</del>	上に係る	る工事	期間		年	月	目から	年	月	日まで	
※指示事項※	廃」	付	書	類	行政	財産使	用許可	書 (写)				
	济	旨示事	項※									
	济	指示事	項※									
	济	指示事	項※									
	济	旨示事	項※									
	济	旨示事	項※									— —

## 行政財産使用工事完了届出書

年	月	日
年	月	E

(あて先) 千葉市長

届出人	住所工
	氏名
(法	人(団体) の場合は、名
称	・代表者の役職・氏名)
	担当者

 連絡先電話番号
 ( )

 連絡先電子メールアドレス
 @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で承認を受けた 行政財産の使用に係る工事等が下記のとおり完了したので、行政財産使用許可取 扱要領第9条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 工事等完了年月日 年 月 日
- 2 工事等施行箇所 区
- 3 工事等の概要
- 4 工事等の施工期間 自年 月 日至 年 月 日
- 5 工事等施工業者
- 注 届出者が法人である場合は、「住所」の欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を、「担当者」の欄に所属及び氏名を、それ ぞれ記載すること。

第 号年 月 日

様

千葉市長 印

# 行政財産使用工事完了検査書

年 月 日付けで完了の届出がありました行政財産の使用に係る 工事等について、行政財産使用許可取扱要領第9条第2項の規定により、検査を 行いましたので、同項の規定により、その結果を通知します。

検査の種類	□完了検査		□再検査				
許可年月日及 び 承 認 番 号	年	月	日付け千葉市	指令		第	号
施行目的							
施行場所	千葉市	区			地	先	
工事等の種別							
	住所						
工事等施工業者	氏名						
工事等の期間	年	月	日から	年	月	日まっ	で
工事等完了年 月 日	年	月	日				
	検査実施年月	3	年 月	日			
	□合格しました	きので、	工事完了とし	ます。			
	□不合格としる	ます。					
	年	月	日までに、	次のとこ	おり必	要な工具	事を施
検査結果	工し、再検査を	を受けて	こください。				
	工事の補修期間	間の満了	月	年	月	日	

									年	月	E
てタ	· 上)千葉市長										
		申請人	住	j	所	₸					
				体  の場合							
				翻∰・5 当者							
						番号		(	)	)	
			<u>連絡</u>	先電子	ナール	レアドレス			@		
(O) E	おり、行政財								甲請		ます
財	区分	土	地	•	建	物 ·	その何	也 (		)	
産	名 称										
)=											
の	所 在 地 番										
の表											
0)	所在地番										
の表示	所 在 地 番 地目・構造										
の表示	所 在 地 番 地目・構造 面積(数量)			年	月	日か	b	年	月	日まで	
の表示	所 在 地 番 地目・構造 面積 (数量) 吏 用 の 目 的	<i>†</i>		年	月	日か	6	年	月	日まで	
の表示  (個減)	所 在 地 番 地目・構造 面積 (数量) 吏 用 の 目 的 吏 用 期 間	<i>†</i>		年	月	日か	<b>်</b>	年	月	日まで	

## 行政財産使用料減免決定通知書

住	所	
氏	名	
団体	名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

年 月 日

千葉市長 印

	区	分	土	地	•	建	物	•	その他(	)
財産	名	称								
Ø	所在地番									
表示	地目	• 構造								
	面積	(数量)								
許	可	番 号								
使	用	料								円
		免除の額								
	ひをと) ー・・									

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。